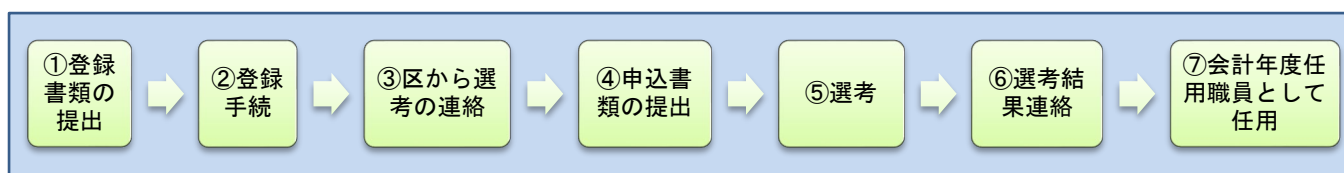


令和7年度採用 鶴見区福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員 歯科衛生士（日額職）登録制度募集案内

会計年度任用職員（歯科衛生士）は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録いただき、任用が必要になったときに、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（必要に応じて、年度途中にも任用を行います。）

会計年度任用職員の登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



- (1) 登録書類（※会計年度任用職員（日額職）登録用紙）に必要事項を記入のうえ、下記の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】鶴見区役所福祉保健課健康づくり係

※令和7年8月29日の任用を希望する場合には、【令和7年6月27日（金）】（郵送は当日消印有効）までに、登録用紙を提出してください

- (2) 申込先で登録手続きを行います。
（任用希望登録の有効期間は、令和8年3月31日迄です）
- (3) 登録者の中から募集する勤務日数等条件のあてはまる方について選考を実施します。
※選考対象者には、日時等詳細を別途連絡し面接します
- (4) 会計年度任用職員申込書（履歴書）及び資格証明書（写し）を提出していただきます。
- (5) 登録期間中、必要に応じて随時選考を行います。
- (6) 選考実施後、選考の結果を連絡します。
- (7) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合、もしくは任用が必要でない場合には、選考の連絡は行いません。

2 応募資格

歯科衛生士

（次ページあり）

3 職種、勤務条件等

(1) 職種

健康づくり関係業務 歯科衛生士

(2) 勤務条件

別紙、登録募集職種参照

(3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和7年8月29日から令和8年3月31日までの期間で必要に応じて任用します。

4 欠格条項

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

5 雇入時健診

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

6 その他

- (1) 提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- (2) 提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

7 申込・問合せ先

鶴見区福祉保健課健康づくり係 会計年度任用職員担当

(〒231-0051 鶴見区鶴見中央三丁目20番1号)

TEL 045-510-1832 FAX 045-510-1792